様式１

整理番号	健康－法申－93

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定療育機関の指定申請
概　要	結核児童療育給付の決定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定療育機関）での受診において、療育の給付を受けることになります。 指定療育機関は、病院の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第20条第5項 児童福祉法施行令第23条 児童福祉法施行規則第11条 大阪市結核児童療育給付事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	指定療育機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。 （１）結核にかかつている児童のみを収容する一又は一区画にまとまつた二以上の病室を有し、かつ、その病室の収容定員がおおむね二十人以上であること。 （２）結核の診療に相当の経験を有する医師を置き、かつ、結核の診療のために必要な設備を有すること。 （３）結核にかかつている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員を置き、かつ、図書、遊具等その療養生活の指導に必要な設備を有すること。 （４）結核にかかつている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかつている児童のために、同法第八十一条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	病院は、指定療育医療機関指定申請書を大阪市保健所管理課へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371518.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000199469.html
備　考	